

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 16 号

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 14 年瀬戸市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>産業廃棄物等関連施設の設置</u>に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、<u>産業廃棄物等関連施設の設置</u>に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>産業廃棄物等関連施設</u> 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及び<u>汚染土壌</u>（<u>土壌汚染対策法</u>（平成 14 年法律第 53 号。以下同じ。）第 16 条第 1 項に規定する汚染</p>	<p>瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>産業廃棄物関連施設の設置</u>に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関し必要な事項を定めることにより、<u>産業廃棄物関連施設の設置</u>に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>産業廃棄物関連施設</u> 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の<u>積替え・保管施設</u>（<u>産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者、排出事業者又は再生利用業者</u>（<u>廃棄</u></p>

土壌をいう。以下同じ。)の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の事業の用に供する施設のうち、規則で定めるものをいう。

産業廃棄物等関連施設の設置 産業廃棄物等関連施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更することをいう。ただし、設置又は変更に伴う環境保全上の支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。

事業者 産業廃棄物等関連施設の設置をしようとする者をいう。

関係地域 産業廃棄物等関連施設の設置に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。

<省略>

紛争 産業廃棄物等関連施設の設置に伴って生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生ずる争いをいう。

物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。以下同じ。)が設置する保管場所が100平方メートル以上の積替え若しくは保管を行う施設をいう。)、中間処理施設（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに規定する施設又は処分業（最終処分及び海洋投入処分を除く。）の許可を受けた者が設置する政令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設以外の施設をいう。）、最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場をいう。）及び再生利用のための施設（再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用のための施設をいう。）をいう。

産業廃棄物関連施設の設置 産業廃棄物関連施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更（規則で定める変更を除く。）することをいう。

事業者 産業廃棄物関連施設の設置をしようとする者をいう。

関係地域 産業廃棄物関連施設の設置に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。

<省略>

紛争 産業廃棄物関連施設の設置に伴って生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生ずる争いをいう。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物等関連施設の設置に当たっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 <省略>

(事業計画書及び環境保全対策書の提出)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物等関連施設の設置に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

<省略>

産業廃棄物等関連施設の設置の場所

産業廃棄物処理する産業廃棄物等関連施設にあつては、次に掲げる事項

ア 産業廃棄物等関連施設の種類

イ 産業廃棄物等関連施設において処理する産業廃棄物の種類

ウ 産業廃棄物等関連施設の処理能力(最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に規定する最終処分場をいう。以下同じ。))である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

エ 産業廃棄物等関連施設の位置、構造等の設置に関する計画

オ 産業廃棄物等関連施設の維持管理に関する計画

カ 最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

汚染土壌を処理する産業廃棄物等関連施設

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物関連施設の設置に当たっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 <省略>

(事業計画書及び環境保全対策書の提出)

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物関連施設の設置に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

<省略>

産業廃棄物関連施設の設置の場所

産業廃棄物関連施設の種類の種類

産業廃棄物関連施設において処理する産業

<p>にあつては、次に掲げる事項</p>	<p>廃棄物の種類</p>
<p>ア 産業廃棄物等関連施設の種類、構造及び処理能力</p>	
<p>イ 産業廃棄物等関連施設において処理する汚染土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染状態</p>	
<p>— <省略></p>	<p>— 産業廃棄物関連施設の処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</p> <p>— 産業廃棄物関連施設の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>— 産業廃棄物関連施設の維持管理に関する計画</p> <p>— 最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画</p> <p>— <省略></p>
<p>2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物等関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境保全のための措置及びその予想される効果を記載した書類（以下「環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。</p> <p>（関係地域の設定）</p>	<p>2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物関連施設を設置することが関係地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境保全のための措置及びその予想される効果を記載した書類（以下「環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。</p> <p>（関係地域の設定）</p>
<p>第6条 市長は、事業計画書及び環境保全対策書（以下「事業計画書等」という。）の提出があつた場合は、関係地域を設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>の意見を聴くことができる。</p>	<p>第6条 市長は、事業計画書及び環境保全対策書（以下「事業計画書等」という。）の提出があつた場合は、関係地域を設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>の意見を聴くことができる。</p>
<p>2 <省略></p> <p>（意見の調整）</p>	<p>2 <省略></p> <p>（意見の調整）</p>
<p>第13条 <省略></p>	<p>第13条 <省略></p>

<p>2 市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて、<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>に諮問するものとする。</p> <p>(環境保全協定の締結)</p> <p>第14条 事業者は、<u>産業廃棄物等関連施設</u>を設置しようとするときは、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前(法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない場合は、当該<u>産業廃棄物等関連施設</u>の設置に着手しようとする前)までに、当該事業計画の実施に係る環境保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を、関係地域内の自治会等の地元組織と締結するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(あっせん)</p> <p>第17条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 市長は、第2項の規定によりあっせんを行うときは、<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>に諮問するものとする。</p> <p>(あっせんの打切り)</p> <p>第18条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>の意見を聴いたうえで、あっせんを打ち切るものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(勧告)</p> <p>第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>	<p>2 市長は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて、<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>に諮問するものとする。</p> <p>(環境保全協定の締結)</p> <p>第14条 事業者は、<u>産業廃棄物関連施設</u>を設置しようとするときは、法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前(法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない場合は、当該<u>産業廃棄物関連施設</u>の設置に着手しようとする前)までに、当該事業計画の実施に係る環境保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)を、関係地域内の自治会等の地元組織と締結するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(あっせん)</p> <p>第17条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 市長は、第2項の規定によりあっせんを行うときは、<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>に諮問するものとする。</p> <p>(あっせんの打切り)</p> <p>第18条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>の意見を聴いたうえで、あっせんを打ち切るものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(勧告)</p> <p>第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
---	--

<p><u>産業廃棄物等関連施設の設置</u>を行おうとしていることが<u>確実であると認められるにもかかわらず、事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をしたとき。</u></p> <p>及び <省略></p> <p>(<u>報告及び立入検査</u>)</p> <p><u>第20条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、事業者に対し必要な報告を求め、又は職員を産業廃棄物等関連施設の設置の場所若しくは関係書類の保管場所に立ち入らせ、当該施設、帳簿書類その他の物件又は産業廃棄物若しくは汚染土壌の処理の状況を検査させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>(<u>瀬戸市産業廃棄物等対策委員会</u>)</p> <p><u>第21条 第6条第1項、第13条第2項、第17条第4項及び第18条第1項の規定による市長の諮問等に応じ、調査審議するため、瀬戸市産業廃棄物等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2から6まで <省略></p>	<p><u>産業廃棄物関連施設の設置</u>を行おうとしていることが<u>確実であると認められるにもかかわらず、事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をしたとき。</u></p> <p>及び <省略></p> <p>(<u>瀬戸市産業廃棄物対策委員会</u>)</p> <p><u>第21条 第13条第2項、第17条第4項及び第18条第1項の規定による市長の諮問等に応じ、調査審議するため、瀬戸市産業廃棄物対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2から6まで <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に瀬戸市土地利用調整条例(平成10年瀬戸市

条例第29号)第6条第3項の規定による開発行為等協議申請書が市長に提出されている開発行為等については、この条例の規定は適用しない。

(瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例の一部改正)

3 瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例(平成14年瀬戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>産業廃棄物等関連施設の運用の指導</u>に関し、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-decoration: underline;">産業廃棄物等関連施設 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成14年瀬戸市条例第12号。以下同じ。)第2条第1号に規定する産業廃棄物等関連施設をいう。</p>	<p style="text-align: center;">瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>産業廃棄物関連施設の運用の指導</u>に関し、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-decoration: underline;">産業廃棄物関連施設 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)<u>の積替え・保管施設(産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は排出事業者が設置する保管場所が100平方メートル以上の積替え若しくは保管を行う施設をいう。)</u>、<u>中間処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)</u>第7条第1号から第13号の2までに規定する施設又は処分業(最終処分及び海洋投入処分を除く。))の許可を受けた者が設置</p>

<p>事業者 <u>産業廃棄物等関連施設</u>において産業廃棄物の処理等を行っている者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、環境汚染を未然に防止するため、<u>産業廃棄物等関連施設</u>の運用について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、<u>産業廃棄物等関連施設</u>の運用によって環境汚染及び災害が生じないように努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>産業廃棄物等関連施設</u>の運用に係る苦情が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>(水質検査等の報告)</p> <p>第5条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、保有水等集排水設備及び浸出液処理設備から放流される水の水質検査、排ガス処理設備から排出されるガスの検査並びに<u>産業廃棄物等関連施設</u>及びその周辺の地下水の水質検査、土壌検査及び悪臭検査を行わせ、その結果を報告させることができる。</p> <p>2 <省略></p> <p>(指導)</p> <p>第7条 市長は、<u>産業廃棄物等関連施設</u>の運用に関して、環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、その行為をしている事業者に対し、その行為を除去するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p>	<p><u>する政令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設以外の施設をいう。)</u>及び<u>最終処分場(政令第7条第14号に規定する最終処分場をいう。)</u>をいう。</p> <p>事業者 <u>産業廃棄物関連施設</u>において産業廃棄物の処理等を行っている者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、環境汚染を未然に防止するため、<u>産業廃棄物関連施設</u>の運用について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、<u>産業廃棄物関連施設</u>の運用によって環境汚染及び災害が生じないように努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>産業廃棄物関連施設</u>の運用に係る苦情が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>(水質検査等の報告)</p> <p>第5条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、保有水等集排水設備及び浸出液処理設備から放流される水の水質検査、排ガス処理設備から排出されるガスの検査並びに<u>産業廃棄物関連施設</u>及びその周辺の地下水の水質検査、土壌検査及び悪臭検査を行わせ、その結果を報告させることができる。</p> <p>2 <省略></p> <p>(指導)</p> <p>第7条 市長は、<u>産業廃棄物関連施設</u>の運用に関して、環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、その行為をしている事業者に対し、その行為を除去するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p>
---	--

(瀬戸市土地利用調整条例の一部改正)

4 瀬戸市土地利用調整条例（平成10年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>産業廃棄物等関連施設 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成14年瀬戸市条例第12号。以下同じ。）第2条第1号に規定する産業廃棄物等関連施設をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>産業廃棄物関連施設 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の積替え・保管施設（産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者、排出事業者又は再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。以下同じ。）が設置する保管場所が100平方メートル以上の積替え若しくは保管を行う施設をいう。）、中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第1号から第13号の2までに規定する施設又は処分業（最終処分及び海洋投入処分を除く。）の許可を受けた者が設置する令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設以外の施設をいう。）、最終処分場（令第7条第14号に規定する最終処分場をいう。）及び再生利用のための施設（再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用のための施設をいう。）をいう。</u></p>

<p>事業区域 開発行為、建築行為及び産業廃棄物等関連施設の設置（以下「開発行為等」という。）を行う土地の区域をいう。</p> <p><省略></p> <p>（意見聴取等）</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 事業者のうち産業廃棄物等関連施設の設置を行うものは、前2項の規定にかかわらず、<u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続きとみなす。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第8条 前2条の規定は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>1、000平方メートル未満の事業区域で行われる開発行為等（<u>産業廃棄物等関連施設の設置を除く。</u>）</p> <p>既存の建築物（<u>産業廃棄物等関連施設を除く。</u>）の増築又は改築</p> <p>から まで <省略></p>	<p>事業区域 開発行為、建築行為及び産業廃棄物等関連施設の設置（以下「開発行為等」という。）を行う土地の区域をいう。</p> <p><省略></p> <p>（意見聴取等）</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 事業者のうち産業廃棄物等関連施設の設置を行うものは、前2項の規定にかかわらず、<u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例</u>（平成14年瀬戸市条例第12号）に基づき意見聴取等を行うものとし、行われた意見聴取等は本条例に基づく意見聴取等の手続きとみなす。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第8条 前2条の規定は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>1、000平方メートル未満の事業区域で行われる開発行為等（<u>産業廃棄物等関連施設の設置を除く。</u>）</p> <p>既存の建築物（<u>産業廃棄物等関連施設を除く。</u>）の増築又は改築</p> <p>から まで <省略></p>
--	--